

○入札執行調書における「予定価格に含まれる法定福利費事業主負担額概算額」の明記について

令和4年3月28日 3農振第2950号  
農村振興局整備部設計課長から各地方農政局農村振興部長あて

一部改正 令和6年3月28日 5農振第3163号  
令和8年3月27日 7農振第3133号

このことについて、下記のとおり定め、令和8年4月1日以降の契約に係る工事から適用することとしたので、適切に対応されたい。

## 記

### 1 法定福利費の事業主負担額（概算額）の公表

入札及び契約に関する情報等の公表については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等に基づく入札及び契約に関する情報等の公表について」（平成13年4月27日付け13経第172号大臣官房経理課長通知）に基づき、担当窓口において閲覧に供するほか、インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表を行っているところであるが、法定福利費の事業主負担額（概算額）についても、別紙のとおり記載し公表するものとする。

### 2 対象工事

営繕工事を除く一般土木工事、ダム工事、施設機械設備工事、鋼橋製作架設工事及び電気通信設備工事（予定価格が400万円を超える工事）

### 3 工事価格に含まれる法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出

#### （1）一般土木工事及びダム工事

##### ア 法定福利費の事業主負担額（概算額）の範囲

法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出は、工事価格から一般管理費等を除いた範囲を対象とする。

##### イ 法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出に用いる割合

法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出に用いる割合は、下表のとおりである。

工 種 区 分	割合
ほ場整備工事	4.68%
農用地造成工事	3.74%
舗装工事	3.56%
道路改良工事	3.37%
水路トンネル工事	3.03%
水路工事	4.75%
排水路工事	4.18%
河川工事	3.59%
管水路工事	3.71%
管更生工事	3.17%
畑かん施設工事	3.15%
干拓工事	2.90%
海岸工事	3.12%
コンクリート補修工事	4.79%
ため池工事	4.02%
その他土木工事（1）	3.56%
その他土木工事（2）	4.50%
フィルダム工事	1.99%
コンクリートダム工事	3.93%

ウ 法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出方法

法定福利費の事業主負担額（概算額）は、工事価格に上記イの割合を乗じて算出する。

（2）施設機械設備工事

ア 法定福利費の事業主負担額（概算額）の範囲

法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出は、工事価格から製作工事原価、設計技術費、一般管理費等を除いた範囲を対象とする。

イ 法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出に用いる割合

法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出に用いる割合は、下表のとおりである。

設 備 区 分	割合
施設機械設備工事	1.49%

ウ 法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出方法

法定福利費の事業主負担額（概算額）は、据付工事原価に上記（２）の割合を乗じて算出する。

（３）鋼橋製作架設工事

ア 法定福利費の事業主負担額（概算額）の範囲

法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出は、工事価格から工場製作原価、一般管理費等を除いた範囲を対象とする。

イ 法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出に用いる係数

法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出に用いる割合は、下表のとおりである。

設 備 区 分	割 合
鋼橋製作架設工事	2.61%

ウ 法定福利費事業主負担額（概算額）の算出方法

法定福利費事業主負担額（概算額）は、工事価格から工場製作原価を除いた額に上記イの割合を乗じて算出する。

（４）電気通信設備工事

ア 法定福利費の事業主負担額（概算額）の範囲

法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出は、工事価格から製作工事価格、一般管理費等を除いた範囲を対象とする。

イ 法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出に用いる割合

法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出に用いる割合は、下表のとおりである。

設 備 区 分	割 合
電気通信設備工事 （その他土木工事（１）を準用）	3.56%

ウ 法定福利費事業主負担額（概算額）の算出方法

法定福利費事業主負担額（概算額）は、据付工事価格に上記イの割合を乗じて算出する。